

論壇

オーナー社長借入金に係る相続財産としての貸付金債権等の評価

1. 基礎控除の引下げに潜む影

平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以後の相続から、遺産に係る基礎控除額の大幅な引下げがスタートしている(相法15)。この効果は、相続税実務の大衆化の象徴となり、たとえば遺産が被相続人の住まいと生命保険金だけでも、相続税に係る申告手続きが必要となることに誘導される。

一方、主として中小企業者等との関わりが多い税理士実務では、貸借対照表の負債の部に構成される借入金が、オーナー社長からの資金投入によるものが珍し

2. オーナー社長借入金に係る貸付金債権等の評価の根拠

相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時に評価する時価による(相法22)。この時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に依り、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう。

さらに、その価額は財産評価基本通達の定めによって評価した価額による(財基通1)。貸付金債権等に係る同通達の定めは、貸付金債権等の元本

元本の価額に算入しない金額が発生する事象を掲げている(財基通205)。

オーナー社長借入金に係る貸付金債権等の評価目線では、相続開始時において、当該具体的な事象に起因しているケースが期待できない。そこで、同通達205における元本の価額に算入しない事象と同視し得る状況等として許容してい

3. 「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるときの裁判上の規範

財産評価基本通達205「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。

オーナー社長借入金に係る相続財産としての評価の判決から、同通達の解釈規範が示されている表現として、「貸付金債権等の回収可能性に影響を及ぼし得る要因が存在すること」がうかがわれる場合には、評価時点における債務者の業務内容、財務内容、収支状況、信用力などを具体的に総合的に検討した上で、その実質的価値を判断すべきである(名古屋地裁平成16年11月25日判決)。「債務者の営業状況等が客観的に破綻していることが明白である」と、債権の回収の見込みの

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性は、極めて重要なファクターとなる。しかし、視線を変えると、同通達は、もはや評価する金額の算定手法から反れ、元本の価額に算入するか否かの事実要件の定めの特化しているような実情を感ずる。

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと



苅米 裕 [芝]

いて本件各貸付金の回収可能性がないことが客観的に確実であるというのでは

「将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」とする判断をしていることについて、相続を起因とした財産承継時における経済価値の評価の観点からは、単純に賛同できるものではない。財産の取得時における時価は、その時点までの状況を勘案すれば足りるのではないだろうか。しかしながら、本事例の債務者法人が、「不動産賃貸業を営むものであり、賃貸の継続について格別の知識・能力を要することがなく、存続してその営業利益によって返済していくことも可能であったのに、経営上の判断により解散したものとみられる」と認定されたこと

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

クトルが不可欠である視点だろう。

また、「同族会社ないし小規模閉鎖会社においては、その会社固有の資産のみならず、代表者個人の資産も引き当てにすると、社会的実態があり、あるいは代表者の資金注入によりようやく事業を継続しているという状況であったとしても、そのことにより結果として債務者である会社が現に存続している以上、まさに会社が存続するものとして評価基本通達を適用するほかにない(大阪高裁平成15年7月1日判決)」が存する。本大阪高裁の判決のくだりは、評価規範の前提において、中小企業者等の運営実態を大規模法人と同視しているものである。この点は、同調することができない。しかしながら、本事例は、貸付金債権等の価額の評価について、個別に債権の回収率を算定し、それをもって時価評価としている。この評価方法について、「個別具体的な事情を考慮して評価を行うことは租税平等主義にもとるものであって、むしろ許されないといふべきである」と判断されたことは、独自の算定手法を使用する余地を否定されたことになる。

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

長借入金の存在は、抽象的な財産評価基本通達の取り決めだけでは、多くの混乱を誘引することが考えられる。評価の特性から法定化が困難であることを考慮した場合には、法令解釈通達のあるべき姿が求められる。

オーナー社長借入金に係る貸付金債権等は、相続財産としての非上場株式の存在と密接に関連している。非上場株式の評価手法としての源流となる純資産価額方式は、流通性の乏しい非上場株式の実態を考慮し、個人事業者に対する財産債務の評価手法に準ずることとした思考が内在している。株主と個人事業者とのギャップを埋めるためには、株主の実質的な権利である清算分配価値を見出す必要があることから、純資産価額から評価差額に対する法人税等相当額を控除す

5. おわりに

財産の価額は財産評価基本通達の定めによって評価した価額による(相法22)。この時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に依り、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう。

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

る形態を採用していることから窺い知ることができ。株式評価の基本的な考え方を尊重し、同通達の算定手法を肯定する意味において、株式価値のない法人に対する貸付金債権等は、回収可能性がないと考えるべきである。特に会社規模が同通達に定める小会社の債務者法人については、オーナー社長借入金の額を負債と認識しない純資産価額(マイナスの場合はゼロ)から同借入金の額を負債とした場合の純資産価額(マイナスの場合はゼロ)を控除した評価差額と相続時におけるオーナー社長借入金との残額とのいずれか少ない金額をもってオーナー社長借入金の評価額とする等、具体的な評価額の算定手法を明確に定めることが求められる。

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

「その他回収が不可能又は著しく困難である」と見込まれるとき」への適合性については、先例となる税務事例として、多くの裁判・判決が存している。事実認定の当てはめの材料に対して有効であるが、同通達の適合性有無の結果からは判決上退けられている事例ばかりが散見される。次に、同通達における事実認定の当てはめについて、他の事例から考察してみることとする。「本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならぬ」と認定されたこと

4. 貸付金債権等の評価に求めるもの

今後相続事例の深刻なテ